

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 9 号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和 39 年岩手県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財産事務の所管及び分掌)</p> <p>第 2 条 教育財産の管理に関する事務は教育長が所管し、その事務は当該教育機関の長（岩手県立こまくさ幼稚園にあっては、盛岡教育事務所長。以下同じ。）が分掌する。</p> <p>(教育長への申出)</p> <p>第 4 条 教育機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長に申し出て承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 教育財産の用途を廃止しようとするとき。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>教育財産の分掌換えをしようとするとき。</u></p> <p><u>(分掌換え)</u></p> <p>第 5 条 教育機関の長は、<u>教育財産の分掌換えの申出をするときは、教育財産分掌換調書（様式第 1 号）を作成し、速やかに教育長に送付しなければならない。</u></p> <p>(教育財産の使用の許可申請)</p> <p>第 6 条 教育機関の長は、その分掌に係る教育財産の使用の許可を受けようとする者があるときは、教育財産使用許可申請書（<u>様式第 2 号</u>）を提出させなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 7 条 教育長又は教育機関の長（以下「教育長等」という。）は、教育財産の使用の許可をするときは、教育財産使用許可指令書（<u>様式第 3 号</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第 8 条 教育長等は、教育財産について使用を許可しないこととしたときは、教育財産使用不許可指令書（<u>様式第 4 号</u>）を交付するものとする。</p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第 9 条 教育長等は、教育財産について使用の許可に係る内容を変更したときは、教育財産使用許可変更指令書（<u>様式第 5 号</u>）を交付するものとする。</p> <p>(使用の許可の取消し)</p> <p>第 10 条 教育長等は、教育財産の使用の許可を取り消したときは、教育財産使用許可取消書（<u>様式第 6 号</u>）を交付するものとする。ただし、次条の規定による返還の場合は、この限りでない。</p>	<p>(財産事務の所管及び分掌)</p> <p>第 2 条 教育財産の管理に関する事務は教育長が所管し、その事務は<u>教育企画室長（以下「室長」という。）</u>又は当該教育機関の長（岩手県立こまくさ幼稚園にあっては、盛岡教育事務所長。以下同じ。）が分掌する。</p> <p>(教育長への申出)</p> <p>第 4 条 <u>室長又は</u>教育機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長に申し出て承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 教育財産（<u>教育長が別に定めるものを除く。</u>）の用途を廃止しようとするとき。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(教育財産の使用の許可申請)</p> <p>第 5 条 <u>室長又は</u>教育機関の長は、その分掌に係る教育財産の使用の許可を受けようとする者があるときは、教育財産使用許可申請書（<u>様式第 1 号</u>）を提出させなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 6 条 教育長又は教育機関の長（以下「教育長等」という。）は、教育財産の使用の許可をするときは、教育財産使用許可指令書（<u>様式第 2 号</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第 7 条 教育長等は、教育財産について使用を許可しないこととしたときは、教育財産使用不許可指令書（<u>様式第 3 号</u>）を交付するものとする。</p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第 8 条 教育長等は、教育財産について使用の許可に係る内容を変更したときは、教育財産使用許可変更指令書（<u>様式第 4 号</u>）を交付するものとする。</p> <p>(使用の許可の取消し)</p> <p>第 9 条 教育長等は、教育財産の使用の許可を取り消したときは、教育財産使用許可取消書（<u>様式第 5 号</u>）を交付するものとする。ただし、次条の規定による返還の場合は、この限りでない。</p>

2 [略]
(返還申請)

第11条 教育機関の長は、その分掌に係る教育財産の使用の許可を受けた者がその使用目的の消滅その他の理由により当該教育財産を返還しようとするときは、教育財産返還申請書(様式第7号)を提出させなければならない。

(使用の許可期間)

第12条 [略]

(用途廃止)

第13条 教育機関の長は、その分掌に係る教育財産の用途廃止の申出をするときは、教育財産用途廃止調書(様式第8号)を作成し、速やかに教育長に送付しなければならない。

(公有財産規則の準用)

第14条 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)第9条から第14条まで及び第15条第1項の規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	[略]	
	課長、出納課長及び地方公所長	教育機関の長
[略]		
第15条第1項	課長、出納課長又は地方公所長	教育機関の長
	総務部長	教育長

(補則)

第15条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を削る。

2 [略]
(返還申請)

第10条 室長又は教育機関の長は、その分掌に係る教育財産の使用の許可を受けた者がその使用目的の消滅その他の理由により当該教育財産を返還しようとするときは、教育財産返還申請書(様式第6号)を提出させなければならない。

(使用の許可期間)

第11条 [略]

(用途廃止)

第12条 室長又は教育機関の長は、その分掌に係る教育財産の用途廃止の申出をするときは、教育財産用途廃止調書(様式第7号)を作成し、速やかに教育長に送付しなければならない。

(公有財産規則の準用)

第13条 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)第8条第2項及び第4項並びに第9条から第15条までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第2項	課長等又は地方公所長	室長又は教育機関の長
	財産の分掌換え	教育財産の分掌換え
第8条第4項	部局長又は課長等若しくは地方公所長	室長又は教育機関の長
	財産の所管換え又は分掌換え	教育財産の分掌換え
第9条	[略]	
	課長等、出納課総括課長及び地方公所長	室長又は教育機関の長
[略]		
第15条	課長等、出納課総括課長又は地方公所長	室長又は教育機関の長

(補則)

第14条 [略]

改正前	改正後
様式第2号(第6条関係) [略]	様式第1号(第5条関係) [略]
様式第3号(第7条関係) [略]	様式第2号(第6条関係) [略]
岩手県教育委員会教育長指令第 号	岩手県教育委員会指令第 号

<p>[略]</p> <p><u>様式第4号(第8条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>岩手県教育委員会<u>教育長</u>指令第 号</p> <p>[略]</p> <p><u>様式第5号(第9条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>岩手県教育委員会<u>教育長</u>指令第 号</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県教育委員会<u>教育長</u>指令第 号により使用許可した教育財産使用許可については、次のとおり変更します。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 年 月 日付岩手県教育委員会<u>教育長</u>指令第 号により使用許可した事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p><u>様式第3号(第7条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>岩手県教育委員会指令第 号</p> <p>[略]</p> <p><u>様式第4号(第8条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>岩手県教育委員会指令第 号</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県教育委員会指令第 号により使用許可した教育財産使用許可については、次のとおり変更します。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 年 月 日付<u>け</u>岩手県教育委員会指令第 号により使用許可した事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>
<p><u>様式第6号(第10条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>岩手県教育委員会<u>教育長</u>達第 号</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県教育委員会<u>教育長</u>指令第 号により許可した教育財産の使用許可については、次の理由により取り消しますから速やかに返還してください。</p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第5号(第9条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>岩手県教育委員会達第 号</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県教育委員会指令第 号により許可した教育財産の使用許可については、次の理由により取り消しますから速やかに返還してください。</p> <p>[略]</p>
<p><u>様式第7号(第11条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県教育委員会<u>教育長</u>指令第 号により使用許可を受けた教育財産を使用する必要がなくなりましたので、返還します。</p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第6号(第10条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県教育委員会指令第 号により使用許可を受けた教育財産を使用する必要がなくなりましたので、返還します。</p> <p>[略]</p>
<p><u>様式第8号(第13条関係)</u></p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第7号(第12条関係)</u></p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の教育財産管理規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の許可及び当該許可に係る変更並びに不許可に係る指令書、取消書及び申請書について適用し、施行日前に行った許可及び当該許可に係る変更並びに不許可に係る指令書、取消書及び申請書については、なお従前の例による。